

8-1

昭和44年1月22日

大学問題について(声明)

第52回総会

今日大学の危機はきわめて深刻であり、しかもそれは東京大学などの少数特定の大学に限られてはいない。

大学問題のよってきたる原因是、深くかつきわめて多岐にわたっている。しかしいずれにしても、暴力による破壊と権力の介入による大学自治の侵害は、問題をいささかも解決するものではない。大学が、きびしい反省の上に立って、大学の自治を貫徹しつつ、改革に全力を傾けること、および政府が、大学の自主解決の方針を尊重し、改革を可能にする諸条件を急速かつ十分に整備することが必要である。

日本学術会議は、大学問題を根本的に検討するため、本総会において大学問題特別委員会の設置を決定した。このときにあたり、問題の緊急性と重要性とにかくんがみ、その解決に対するわれわれの態度を表明するとともに、すべての科学者がわれわれと憂いをともにして問題解決のために立ち上がられることを願うものである。

8-2

昭和44年4月25日

第53回総会

行政機関の職員の定員に関する法律(案)に関する声明

われわれは第2回総会において「科学研究機関の行政整理について」の声明を行なった。

また、第50回総会においては国家公務員を昭和43年度から5%削減するという政府の構想に対し「国立大学および国立研究機関の定員を削減しないことについて」の要望を行なった。

しかるに、いま参議院で「行政機関の職員の定員に関する法律(案)」が審議されようとしている中で、すでにいくつかの国立大学や国立研究・技術機関では、教職員の採用発令の遅れがでたり、人員と事務の縮少が進められたりしている。

この「行政機関の職員の定員に関する法律(案)」によれば、一般公務員の定員が昭和42年度末現在の員数におさえられ、また各省の定員も国会の審議を経ず政府の一方的措置で決定され得ることになる。したがって、これが教育、研究、技術の諸機関にも適用されるならば、それらの諸機関における事務能率の低下や職員への業務過重が予想されるのみならず、学問教育研究そのものの体制と運営にまで多大の支障を生じる危険性がある。

よって、本会議としては本法案に対し、深い憂慮を表明するものである。

<参考資料>

行政機関の職員の定員に関する法律(案)

(定員の最高限度)

第1条 内閣の機関(内閣官房、内閣法制局及び国防會議事務局をいう。以下同じ)並びに総理府及び各省の所掌事務を遂行するために恒久的におく必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員の最高限度は、506,571人とする。